



伊奈商工情報

第207号 令和2年5月15日
伊奈町商工会
〒362-0806
北足立郡伊奈町小室 9454-1
TEL722-3751 FAX721-3366
<http://ina-sci.com/>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援特集

資金繰り

日本政策金融公庫

※現在大変混雑しており、申し込み後の連絡に時間がかかっているとのことです。

○新型コロナウイルス感染症特別貸し付け

要件：最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方等

金利：融資後3年目までは0.46%、4年目以降は1.36%
(利子補給制度に該当すると無利息(3年間))

○新型コロナウイルス対策マル経

要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。当会の指導実績、6か月以上等

金利：融資後3年目までは0.31%、4年目以降は1.21%
(利子補給制度に該当すると無利息(3年間))

埼玉県制度融資

○(新設)新型コロナウイルス感染症対応資金(申込は金融機関)

要件：売上高等が前年同期に比べて15%以上減少(危機関連保証利用)、20%以上減少(セーフティネット保証4号利用)、5%以上減少(セーフティネット保証5号利用)

金利：0% 当初3年間(信用保証料0%)

○経営安定資金(災害復旧関連・特定業種関連)

要件：危機関連保証、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号利用

金利：0.6%以内(別途信用保証料)

○経営あんしん資金

要件：売上等が前年同期比で減少又は減少見込み

金利：0.8%以内(別途信用保証料)

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。(今後、助成率について改定予定)

要件：雇用保険の適用事業所等

助成：事業主が支払った休業手当等の4/5 上限(中小企業) ただし、対象労働者1人あたり日額上限は8,330円

持続化給付金

現在は、電子申請のみとなっております。今後、電子申請困難者のために申請サポート会場が設置されるとのことです。

要件：売上が前年同月比で50%以上減少している者。

支給額：法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

埼玉県中小企業者支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業者等を支援します。

要件：県内中小企業者で、感染症拡大抑制のため4月8日から5月6日までの間、7割以上休業するもの

支給額：20万円又は30万円(複数の事業所を有する場合)

※第2弾(支給額10万円)の追加支援金も予定されています。

伊奈町の利子、保証料補助

新型コロナウイルス感染症の影響による、県制度融資を受けた事業所に対して利子、保証料補助を行います。

要件：県制度融資(新型コロナウイルス対応負担軽減型)の経営安定資金、経営あんしん資金の利用者

補給額：保証料、利息(3年分)(上限15万円)

○詳細については、商工会もしくは、各支援先にご確認ください。

持続化給付金個別指導会を開催します

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う持続化給付金に係る緊急個別指導会を開催します。

事前予約制となっておりますので、お早めにお申込みください。

尚、今回の指導会はご自身でメールアドレスをお持ちで、メールの送受信ができる方が対象となります。メールアドレスをお持ちでない、メールが使えない等の方は、今後「申請サポート会場」が開設される予定です。その他、商工会までご相談ください。

(1)と き 令和2年5月27日(水)

5月28日(木)(予約制)

午前9時・午前10時・午前11時

午後1時・午後2時・午後3時・午後4時

(1事業者50分)

(2)ところ 伊奈町商工会(伊奈町小室9454-1 TEL 722-3751)

(3)対応内容 持続化給付金申請手続き支援

(4)参加料 無料

(5)申込方法 TEL(048-722-3751)にて申込ください。

※事前予約制となります。

その他、詳細内容は同封の別紙案内をご確認ください。

おうちdeグルメキャンペーン実施中!!

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食店、小売店において深刻な影響が出ております。そこで伊奈町と伊奈町商工会では、テイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(出前)を行っている店舗を支援するため、「おうち de グルメ事業」と称し、クーポン券付チラシを新聞折込みいたしました。

6月上旬にはクーポン券付チラシの全戸配布も予定しておりますので、この機会にぜひご利用下さい(同封チラシをご参照下さい)

事業期間：4月30日～6月30日

※500円毎のご注文で100円クーポン1枚ご利用頂けます。

例：1,200円のご注文で100円クーポン2枚利用可

※クーポン券付チラシは伊奈町商工会、伊奈町役場でも1世帯につき1枚お渡ししています。

クーポン券が使えるお店はこちら→



商工フェスティバル出店(展)者募集!

本会では、「楽しいな～商工フェスティバル～」を今年も開催いたします。

このイベントは、町内の商工業者の出店(展)や体験コーナー、ダンスや音楽ライブ等、老若男女が楽しめる内容となっております。

つきましては、下記のとおり募集いたしますので、出店(展)をご検討下さい。

※新型コロナウイルスの影響により、開催内容等が今後変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

記

1. 名称 2020 楽しいな～商工フェスティバル～
2. 会場 県民活動総合センター(けんかつ)
3. 開催日 令和2年10月25日(日)
4. 締切 令和2年6月19日(金)

出店(展)を希望される方は、**同時配布の申込書でお申し込み下さい。**(開催要領等については商工会HPに記載いたしますのでご確認ください。)

第47回通常総代会は書面により議決!!

伊奈町商工会第47回通常総代会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、会場での開催は行わず、書面による議決を致しました。

その審議結果につきましては、全議案とも過半数の賛成を頂き可決承認させて頂きました。ここにご報告申し上げますとともに、各地区の総代さんはじめ関係各位のご理解ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

-提出議案-

第1号議案 2019年度事業報告書並びに収支決算書の承認を求むる件

第2号議案 令和2年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)の承認を求むる件

第3号議案 青年部特別会計並びに女性部特別会計承認の件

第4号議案 定款一部改正(案)承認の件

第5号議案 借入金最高限度額(案)承認の件

健康診断は8月から実施予定です

伊奈町商工会労務委員会では、毎年、町のご協力をいただき従業員健康診断を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初予定していた従業員健康診断事業の実施期間を下記のとおり変更させて頂きますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

なお、会員事業所様への**申込書の配布は7月の配布物でご案内させて頂く予定となっております。**

※新型コロナウイルスの影響により、今後予定が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

記

健康診断実施予定期間 令和2年8月3日(月)～10月2日(金)

未加入事業者をご紹介下さい!

◇伊奈町商工会では、会員増強運動を展開しております。
ご近所やご商売のお付き合いをされている方などで、商工会に未加入の事業所様がありましたら、ぜひ、ご紹介をよろしく願います。

商工会の上半期会費の自動振替は

6月10日(水)です

毎年2回に分けて(6/10と12/10)請求しております商工会費ですが、金融機関の自動振替をご利用されている会員様は、残高の確認をお願いします。

又自動振替で領収書が必要な時やこれから自動振替に変更したい場合は事務局までご連絡下さい。

(722-3751 担当:久保埜)

町内建設業者に工事を発注した町民に奨励金を助成します!!

商工会では、町内経済の活性化を図るため、町内の建設業者にリフォーム等の工事を発注する町民に対し、施工代の一部を助成しますのでご活用下さい。

- ・対象 町内に住所を有し、令和2年6月1日以降に発注する個人の方
- ・補助内容 次の基準による奨励金を伊奈町内共通「お買い物券」で支給
工事代金が10万円以上の場合 …… 10,000円
※ 工事代金は、消費税込みの金額
- ・受付 令和2年6月1日(月)から令和2年12月11日(金)まで
※ 予算の範囲を超えた場合は、締め切る予定です。
- ・受付場所 町商工会事務局
- ・その他 申請書類等詳しくはホームページまたは、事務局へお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ》 伊奈町商工会事務局 TEL722-3751

「2020伊奈まつり」開催中止

8月22日(土)に開催を予定しておりました「2020伊奈まつり」は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」を受けて、事前の準備等が困難であるため中止となります。

関係する皆様には大変心苦しく存じますが、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

お問い合わせ:(一社)伊奈町観光協会 TEL:048-724-1055

源泉税納付指導会のお知らせ

給与等の源泉徴収は毎月滞りなく処理されていることと存じます。1～6月に支払った専従者及び従業員の給与、退職所得、税理士や弁護士等の報酬から源泉徴収した所得税の納付期限は、7月10日(金)です。お忘れなく期限内に納付されますよう御連絡申し上げます。

日時 7月6日(月)・7月7日(火)
両日とも9:30～12:00 13:30～15:30
場所 伊奈町商工会館2階会議室
持参する物 源泉徴収簿(又は、1～6月分の給与明細)
前年の源泉徴収簿、納付書等